

令和5年度大和市クリーンキャンペーン 5月28日(日)は「清掃の日」です

市は、「ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくり」を推進するため、毎年5月の最終日曜日(「清掃の日」とし、今年度は5月28日(日))に大和市民自治会連絡協議会とともに市内一斉清掃を実施します。自宅近くの道路、公園、広場など、ふだん利用している公共の場所をみんなで清掃しましょう。

■当日のごみの出し方

集めたごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別し、透明または半透明の袋に入れて午前9時までにリサイクルステーションに出してください。なお、家庭ごみの収集や資源分別回収はしません。
燃やせるごみ▼雑草は土をよく払い落としてください。剪定枝は一人です持ち上げられるように、1本を



太さ10cm以内、長さ50cm以内にし、直径30cm以内の束にまとめてください。自宅敷地内の剪定枝は通常の家庭ごみの収集日に出してください。

燃やせないごみ▼資源としてリサイクルできない汚れた空き缶、空き瓶などは燃やせないごみとして収集します。きれいな空き缶などは、通常の資源分別回収日に出してください。

■注意事項

- 雨天などによる清掃活動の中止については、各自治会などで判断をお願いします(市は、雨天の場合でも収集作業を実施します)。
- 「清掃の日」当日以外に自治会などで清掃活動をする場合は、実施日・場所・ごみの収集方法を事前に市役所生活環境保全課へご相談ください。
- 側溝の土砂は、当日収集しません。市道の側溝の清掃残土の収集は、市役所道路管理課(260)5412へご相談ください。

市役所生活環境保全課美化推進係(260)5498 FAX(260)6281

違反屋外広告物除却協力員を募集

市は、違反屋外広告物の除却活動をする協力員の登録者を募集します。
活動内容▼2人以上のグループで、電柱、街灯、ガードレールなどに違法に表示された貼り紙や張り札、立て看板を除却(事前と事後に簡単な報告あり)

登録期間▼講習受講日(令和7年3月31日)

対象▼市内在住・在勤・在学の成人で、継続的かつ積極的に除却活動ができる人

申し込み▼5月26日(金)(必着)までに、登録申請書を直接、ファクスまたは郵送で〒242-8601市

役所街づくり推進課へ。市のホームページからも可。6月中旬頃に開催予定の講習会を受講後、同協力員として登録されます。
※登録申請書は、同課、各学習センター、各分室・連絡所で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。
※報酬はありません。

市役所街づくり推進課街づくり推進係(260)5483 FAX(260)6105

公認心理師による 認知症介護者の個別相談会

公認心理師が、認知症の人を介護する家族の悩みを聞いたり、気持ちの整理をするための相談に応じます。
とき▼6月27日(火)午後1時30分～2時30分・3時30分～(いずれも40分)

ところ▼保健福祉センター
対象▼認知症の人在宅で介護する家族など(本人または家族のどち

らかが市内在住者) 定員▼各1人
申し込み▼電話で人生100年推進課へ。

保健福祉センター人生100年推進課認知症施策推進係(260)5612 FAX(262)0999

ボランティアによる 「対話による美術鑑賞事業」を実施

「やまとアートシヤベル」ボランティアを募集

市立小学校で対話による美術鑑賞の授業をサポートするボランティアスタッフを募集します。ボランティアは、基礎研修後に活動します。

募集期間▼5月8日(月)～7月3日(月)

対象▼18歳以上で、電子メールでの連絡が可能な人

選考方法▼書類選考、合同面談
申し込み▼7月3日(月)(必着)までに、応募用紙と作文課題(応募動機、自己PR、「活動への期待と抱負」もしくは「体験会、オンライン活動説明会に参加した感想」)をファクスまたは郵送で〒242-8601市役所文化振興課へ。直接持参、または市のホームページから電子申請も可。応募用紙は、同課、各学習センターなどで配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

体験会を開催
とき▼5月31日(水)、6月27日(火)いずれも午前10時30分～11時30分

分・午後1時30分～2時30分
ところ▼シリウス1階ギャラリー
申し込み▼不要
オンライン活動説明会を開催
とき▼6月20日(火)午前10時30分～11時30分
申し込み▼市のホームページから電子申請で。

「アートでおしゃべり鑑賞教室」を開催

グループでおしゃべりしながら美術作品を鑑賞することで想像力や思考力、コミュニケーション力を育みます。当日は、「やまとアートシヤベル」が案内します。気軽に「ご参加ください」。

とき▼5月22日(月)午前10時～11時
ところ▼シリウス1階ギャラリー
定員▼先着20人程度
申し込み▼電話で文化振興課へ(定員に満たない場合は予約なしでの参加も可)。

市役所文化振興課文化振興係(260)5222 FAX(263)2080

紙やプラスチックの容器などの 出し方にご注意を

紙製容器包装(B資源)は、紙袋に入れたまま出さないでください

紙袋に入れられた紙製容器包装は、回収後に袋から取り出し、異物がないか確認する作業が必要となります。紙袋から出してコンテナに入れてください。

プラスチックを正しく分別 しましょう

容器包装プラは「容器包装リサイクル法」に基づき回収・リサイクルをしています。この法律は「容器包装」のみを対象にしているため、同じプラスチック製でも、「容器包装」ではないプラスチック製品は出し方が異なります。

容器包装プラ▼菓子などの袋、弁当などの容器、卵パック、ペットボトルのラベルや蓋など(プラマークの表示があるもの)
燃やせるごみ▼バケツ、CDのケースなどのプラスチック製品



「家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレット

ごみカレンダーアプリ



iOS用



Android用

環境管理センター廃棄物対策課
資源・廃棄物対策係(269)7343 FAX(268)6715